

松川町 災害時避難行動要支援者
避難支援計画



令和 7 年 11 月

長野県松川町

目 次

第1章 基本事項	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけと役割	1
3. 基本的な考え方	2
4. 用語の定義	3
5. 要支援者への避難支援体制	4
第2章 要支援者名簿の作成等	6
1. 要支援者の把握	6
2. 要支援者名簿の作成	6
3. 要支援者名簿の保管・更新	7
第3章 避難支援等関係者への名簿情報の提供	8
1. 要支援者の同意確認	8
2. 要支援者名簿情報の提供	8
3. 避難支援等関係者の要支援者名簿利用目的及び適正な管理	8
第4章 発災時等における避難行動要支援者の支援活動	10
1. 避難のための情報伝達	10
2. 要支援者の避難支援	10
3. 避難支援等関係者の安全確保	11
4. 名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務の考え方	12
5. 未同意者に対する支援体制	12
6. 要支援者の安否確認の実施	13
7. 避難所における支援方法	13
8. 要支援者自身の取組の必要性	13
第5章 個別避難計画の作成	15
1. 個別避難計画作成の目的	15
2. 個別避難計画作成の基本	15
3. 地域住民による支援体制の構築	15
4. 避難支援等実施者の選定	16

5. 個別避難計画の保管・管理	16
6. 情報の共有	16
第6章 避難行動支援に係る共助力の向上	17
1. 平時からの見守り体制の構築	17
2. ハザードマップ等の整備	17
3. 地域防災計画との連携	17
第7章 計画の期間及び進捗管理・見直し	18
1. 計画の期間	18
2. 計画の策定・見直し	18
3. 事務局及び関係所管の連携	18
資 料	
様式第1号 避難行動要支援者名簿 調査票	19
様式第2号 「避難行動要支援者名簿」情報共有承諾書	20
様式第3号 松川町避難行動要支援者名簿	21
様式第4号 松川町避難行動要支援者名簿の提供に関する覚書	22
様式第5号 個別避難計画	23
様式第6号 生活支援シート	25

第1章 基本事項

1. 計画策定の背景と趣旨

松川町（以下「町」という。）は、県南部の伊那谷に位置し、東西を山地に囲まれ、天竜川の東西岸に広がる地域です。比較的災害は少ない地域ですが、昭和36年（1961年）6月の「三六災害」では町全域が被災し、大きな被害を受けました。近年は気候変動の影響により、風水害に見舞われることもあります。

地震については、過去100年の間に町で観測された最大震度は4で、昭和58年（1983年）の「長野県西部地震」及び平成23年（2011年）の「東北地方太平洋沖地震」において記録されています。今後発生確率が高まる「南海トラフ地震」では最大震度6弱、「伊那谷断層帯地震」では最大震度6強が想定されています。

全国的に大規模災害が頻発する中、高齢者や障がい者などの「要配慮者」に人的被害が生じており、要配慮者の避難支援は防災上の重要課題です。そこで町は、風水害や地震等に備え、災害対策基本法に定める要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」への支援を迅速かつ適切に行うため、「災害時避難行動要支援者避難支援計画」を定めます。本計画は、災害に関する情報を適時適切に住民へ伝達するとともに、要支援者に関する情報の把握および具体的な避難行動の支援を図ることを目的とします。

2. 計画の位置づけと役割

災害時避難行動要支援者避難支援計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき策定された「松川町地域防災計画」第2編「風水害対策編」第1章「災害予防計画」を根拠として、災害発生時に避難行動の支援を必要とする住民に対する具体的な支援対策を示すものです。

本計画は、保健福祉行政の主管である保健福祉課と、防災行政の主管である総務課が連携して管理し、災害発生時には災害対策本部が一括して管理します。

3. 基本的な考え方

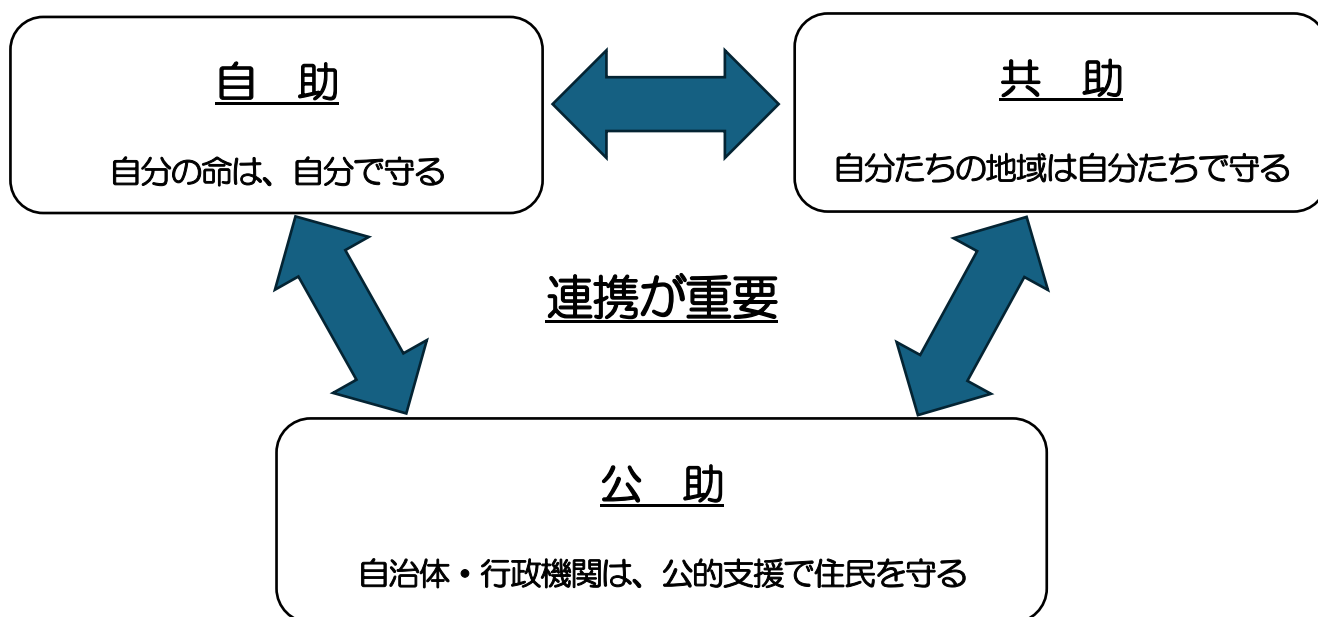
災害時には、「自分の命は自分で守る」ことが基本です。日頃から防災意識を持ち、いざという時に自身や家族の協力により安全を確保できるよう、「自助」を重視する必要があります。

しかし、現実には身体的な理由や多様化する生活形態により、家族以外の支援がなければ災害から身を守ることが困難な方もいます。このような場合には、隣近所や自治会等が助け合い、協力して防災活動に取り組む「共助」と、自治体等の公的機関による支援である「公助」との連携が重要です。

特に発災直後は、消防や警察等の公的機関による支援体制が整うまでに一定の時間を要し、対応能力にも限界があります。

このため、避難行動要支援者の迅速かつ円滑な避難確保には、「自助」と「共助」が重要な鍵となります。これらが機能するために、日頃からの地域のつながりを通じた取組を進め、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚と連帯感に基づく避難支援体制づくりを推進することが必要です。

※「自助」「共助」「公助」のイメージ図



災害時はもとより、平時から要配慮者の様子を見守ることは重要であり、その継続には各事業所の協力が欠かせません。民生児童委員や自主防災組織など日頃から地域に関わる方、介護サービス等の医療・福祉関係者に加え、新聞配達事業者、電気・水道の検針員等にも協力を依頼し、変化に気づいた際は所定の窓口へ情報提供を行ってもらい体制づくりが、平時の見守り体制の構築において極めて重要です。

このため、地域住民や事業者と連携し、高齢者世帯等の地域見守り体制の整備を積極的に進めることが必要です。

4. 用語の定義

(1) 要配慮者

要配慮者とは、災害対策基本法第8条第2項第15号に定める者をいい高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者のこと。

(2) 避難行動要支援者

避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）とは、災害対策基本法第49条の10に定める「要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者」をいう。

町では、次に該当する方を要支援者として位置づける。 ※ただし、施設等入所者を除く。

ア. 高齢者	75歳以上の独居の方、又は75歳以上のみで構成される世帯
イ. 身体障がい者	身体障害者手帳1級及び2級
ウ. 知的障がい者	療育手帳A1及びA2
エ. 精神障がい者	精神保健福祉手帳1級
オ. 要介護者	要介護2～5の在宅高齢者、寝たきり・認知症
カ. その他	町長が必要と認めた者

(3) 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者名簿（以下「要支援者名簿」という。）とは、災害対策基本法第49条の10に定める「避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿」であり、町で抽出した要支援者の住所や氏名、介護度や障がい等の情報をもとに、要支援者本人からの情報（緊急連絡先など）をあわせて作成した名簿のこと。

(4) 避難支援等関係者

避難支援等関係者とは、災害対策基本法第49条の11第2項において「消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる関係者」と規定されている。これを踏まえ、町では次の者を指定する。

ア. 飯田広域消防本部

イ. 飯田警察署

ウ. 松川町民生児童委員

エ. 松川町社会福祉協議会

オ. 松川町内自主防災組織

カ. 松川町消防団

キ. その他避難支援等の実施に携わる機関として特に町長が認める者

(5) 避難支援等実施者

避難支援等実施者とは、災害発生時又はそのおそれがある場合に、要支援者の安否確認、情報伝達、避難誘導、搬送、避難所での受入支援等を実施する者をいう。

(6) 個別避難計画

個別避難計画とは、要支援者本人の同意を得て、避難方法、支援者、連絡体制、避難先等を明記し、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合にスムーズに避難できるよう、個別に作成しておく計画。

5. 要支援者への避難支援体制

(1) 避難支援計画の区分

避難支援計画は、災害発生時等に要支援者を支援するための計画で、「全体計画」と「個別避難計画」から構成されます。

「全体計画」とは、本計画を指し、要支援者の避難支援全般に係る体制や災害時の対応を、関連計画等と連動して実施するものです。「個別避難計画」とは、本計画に基づき、要支援者一人ひとりの状況に応じて具体的な避難支援の内容を定めるものです。

(2) 避難支援体制の構築

ア. 平常時

町は、要支援者の避難支援体制の整備を図るため、保健福祉課及び総務課防災担当を中心に、避難支援等関係者の参画を得て、避難支援計画の推進と要支援者避難支援体制の構築を進めます。

また、総合防災訓練等の機会を捉え、各地区における要支援者の安否確認や避難誘導等を想定した実動訓練の実施に向け、広報・実施支援等を行います。

民生児童委員や自主防災組織は、要支援者名簿を活用し、災害時の安否確認や避難誘導の方法等を要支援者及び避難支援等実施者とともに確認するなど、避難支援体制の構築を進めます。

イ. 災害発生時

町は、松川町地域防災計画に基づき、要支援者への避難準備情報等の伝達を行うとともに、安否確認や避難誘導等の避難支援に対応します。

また、避難所における要支援者支援班の運用、関係機関等との連携・情報共有、福祉避難所の開設に加え、必要に応じて広域調整等を行います。

地域の自主防災組織（区・自治会を含む）及び民生児童委員は、要支援者の被災状況や避難状況を把握し、町へ報告します。

第2章 避難行動要支援者名簿の作成等

1. 避難行動要支援者の把握

災害発生時に、要支援者の避難誘導や安否確認、避難所等での生活支援を的確に行うためには、要支援者情報の把握が必要です。このため、町は、所管する担当課が、下記の要支援者に関する情報を、災害対策基本法第49条の10第3項の規定に基づき集約・把握します。

ア. 高齢者	75歳以上の独居の方、又は75歳以上のみで構成される世帯
イ. 身体障がい者	身体障害者手帳1級及び2級
ウ. 知的障がい者	療育手帳A1及びA2
エ. 精神障がい者	精神保健福祉手帳1級
オ. 要介護者	要介護2～5の在宅高齢者、寝たきり・認知症
カ. その他	町長が必要と認めた者

町は、集約した情報に基づき、「様式第1号 避難行動要支援者名簿 調査票」（以下「調査票」）および「様式第2号 避難行動要支援者名簿 情報共有承諾書」（以下「承諾書」）を作成し、要支援者に配布します。要支援者は、避難支援等関係者への情報提供に同意する場合、調査票及び承諾書を町へ提出します。

2. 要支援者名簿の作成

町は、要支援者から提出された調査票をもとに、「様式3号 避難行動要支援者名簿」を作成します。要支援者名簿への記載事項は、次のとおりです。

- ア. 氏名、生年月日及び性別
- イ. 住所又は居所
- ウ. 電話番号その他連絡先
- エ. 避難支援等を必要とする事由（手帳又は介護認定情報等）
- オ. 緊急連絡先
- カ. その他必要となる事項

3. 要支援者名簿の保管・更新

町は、災害の規模により行政機能が著しく低下した場合であっても要支援者名簿を活用できるよう、バックアップ体制を構築し、災害による停電等を考慮して、電子媒体での管理に加え紙媒体でも情報を保管します。

要支援者名簿の取り扱いにあたっては、町及び避難支援等関係者は、要支援者が同意した者以外が閲覧しないよう、電子データはパスワードで管理し、紙媒体は施錠付き保管庫に保管するなど、情報管理に配慮します。

また、要支援者全員を対象に、名簿登載内容の再調査を定期的に行うとともに、年度途中で新たに対象となった方については新規登録のための調査を随時実施し、名簿内容に変更が生じた場合は速やかに更新します。

第3章 避難支援等関係者への名簿情報の提供

1. 要支援者の同意確認

町は、要支援者から調査票及び承諾書が提出される際に、個人情報避難支援等関係者に提供することについて、同意の有無を確認します。

2. 要支援者名簿情報の提供

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、要支援者の避難支援や安否確認等、生命及び身体を災害から保護するために必要な措置を迅速に講じるには、避難支援等関係者が要支援者の居住地等の情報を平常時から把握しておくことが重要です。

町は、1により同意を得た方について、平常時の見守りや災害発生時の避難支援・安否確認等に必要範囲で、要支援者の情報を避難支援等関係者に提供します。

要支援者名簿を提供する際は、町と避難支援等関係者との間で名簿の取り扱いについて確認し、「様式第4号 松川町避難行動要支援者名簿の提供に関する覚書」を締結します。

なお、災害対策基本法第49条の11第3項に定めるとおり、現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な範囲で、避難支援等関係者等へ名簿情報を提供します。

3. 避難支援等関係者の要支援者名簿利用目的及び適正な管理

(1) 要支援者名簿利用目的

避難支援等関係者は、主に次の目的のために要支援者名簿を利用します。

避難支援等関係者	平常時	災害時
広域消防本部及び消防団	実態把握 個別避難計画作成助言	情報伝達、避難誘導、避難支援
警察署（交番）	実態把握	情報伝達、避難誘導、安否確認
民生児童委員	実態調査、見守り 個別避難計画作成支援	情報伝達、避難支援、安否確認
社会福祉協議会	実態把握、見守り	ボランティアによる支援
町内自主防災組織	実態把握、見守り 個別避難計画作成支援	情報伝達、避難支援、安否確認

(2) 要支援者名簿の適正な管理

町は、要支援者名簿の提供に際し、情報漏えいの防止及び適切な情報管理の徹底を図るため、避難支援等関係者に対し、次の措置を講じます。避難支援等関係者は、次のとおり管理を行います。

- ア. 要支援者名簿は毎年4月に更新し、修正前の名簿と引き換えに修正後の名簿を提供する。
- イ. 要支援者名簿は、避難支援等関係者が担当する地域及び関係する者の情報に限り提供する。
- ウ. 法令に基づき、避難支援等関係者に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- エ. 鍵のかかる場所等、適正な管理が可能な場所で要支援者名簿を保管するよう指導する。
- オ. 受領した要支援者名簿を複製しないよう指導する。
- カ. 要支援者名簿の提供先が団体である場合は、内部での取扱者を限定するよう指導する。
- キ. 要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修等を実施する。

第4章 発災時等における避難行動要支援者の支援活動

1. 避難のための情報伝達

(1) 避難情報の伝達

町は、避難に関する情報として、次のとおり発令します。

ア. 災害が発生するおそれがある状況で、災害リスクのある区域等において、要支援者を含む高齢者など、避難に時間を要する方の避難開始が必要と判断したときは、「高齢者等避難」を発令する。

イ. 災害が発生するおそれが高い状況で、災害リスクのある区域等の居住者等の避難開始が必要と判断したときは、「避難指示」を発令する。

ウ. 災害が発生し、又は切迫している状況で、危険区域からの移動がかえって危険と考えられる場合に、危険な場所にいる居住者等へ緊急安全確保を中心とした行動変容を特に促す必要があるときは、「緊急安全確保」を発令する。

避難に関する情報は、防災行政無線、テレビ・ラジオ、消防・警察、町ホームページ等により伝達するほか、避難支援等関係者等からも伝達します。

また、伝達が困難な要支援者については、避難支援等の実施者に情報伝達を依頼します。

(2) 多様な手段の活用による情報伝達

避難支援等関係者から要支援者への防災情報の伝達及び確認にあたっては、要支援者の状況に応じて配慮事項が異なることに留意し、緊急時の情報伝達手段を検討します。

また、次の事項について事前に確認しておく必要があります。

ア. 本人、家族、避難支援等実施者等の連絡先

イ. 訪問、電話、メール、FAX、災害用伝言ダイヤル等の伝達手段

ウ. 要支援者名簿への登録及び個別避難計画の作成

2. 要支援者の避難支援

避難支援等関係者は、避難支援にあたり次の点に留意します。

(1) 避難行動支援等の役割分担について

- ア. 一人ひとりの要支援者について、可能な限り複数の避難支援等関係者が相互に補完しながら避難支援に当たるようにする。
- イ. 一人の避難支援等関係者に役割が集中しないよう、関係者の年齢や特性に配慮し、適切に役割分担する。
- ウ. 避難支援等関係者が必要以上の個人情報を要求して要支援者の利益を損なうことがないようにする。
- エ. 自主防災組織単位を基本とし、地域で活動する多様な組織・団体の参画を得て、地域ぐるみで要支援者の避難を支援する体制を整備する。
- オ. 自主防災組織は、民生児童委員や要支援者を含む地域住民全体で協議し、各地域における避難支援の基本方針を定めておく。
- カ. 支援する側にも努力の限界があることを、要支援者と共に理解し合うようにする。

(2) 避難支援方法について

- ア. 平常時から、要支援者と避難支援等関係者が具体的な支援方法に関する情報を共有しておく。
- イ. 要支援者本人と具体的な避難支援の方法について打合せを行い、避難支援等関係者間で必要な情報を共有できるよう、名簿記載事項に加えて下記の情報等を記録する。

【具体的な支援方法例】

- ・ 発災時又は災害のおそれがある場合に避難支援を行う者
- ・ 特性に応じた適切な避難誘導方法
- ・ 避難の際に必要な物品、必需品
- ・ 避難支援の方法、避難場所、避難経路
- ・ 本人が不在で連絡が取れない場合の対応 等

3. 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が避難支援にあたる場合は、まず自分の命を守ることが最優先です。安全確保を十分に行ったうえで避難支援を行います。

- ア. 避難支援等関係者は、第一に自らと家族の安全を確保した後、要支援者の避難支援を行う。
- イ. 要支援者への支援に際しては、避難誘導等に従事する者の安全確保に留意した上で行う。

ウ.特に、夜間や悪天候のときは、1人で動かず、複数人で行動する。ヘルメット、反射ベスト、手袋、懐中電灯などを着用し、安全な装備で活動する。

エ.活動中は、こまめに連絡を取り合い、現在地や状況を知らせ、情報共有をしながら進める。

オ.要支援者と事前の打合せを行い、避難誘導等に従事する者の安全確保にも留意し、相互に確認した方法により避難行動を支援することを確認する。

4. 名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務の考え方

災害対策基本法第49条の13では、「名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由なく、当該名簿情報に係る要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない」とされています。

名簿情報の提供を受けた方が、災害発生時に、要支援者の避難支援等に必要な応援を得るため緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせるような場合は、「正当な理由」に該当すると考えられるため、法における守秘義務違反には当たらないとされています。

5. 未同意者に対する支援体制

要支援者名簿への掲載に同意されていない方については、個人情報保護の観点から、避難支援等関係者への名簿提供や個別の公的支援調整は実施しません。これは、災害時における適正な個人情報の取扱いを確保するための措置です。

未同意の方は、各自で「個別避難計画」を作成し、平時から災害に備えように周知します。

名簿に未掲載でも、日頃から顔の見える関係づくりが重要です。緊急時に声かけや見守りを依頼できる「支援協力者」を2名以上確保すること、また、避難訓練や地域行事への参加を通じて、避難経路の確認や介助手順の練習を行うことを推奨します。

なお、名簿への掲載に同意されていない場合であっても、災害が発生し、又はそのおそれがあるときに、生命・身体保護のため特に必要と認められる場合には、災害対策基本法第49条の13の規定に基づき、町は避難支援等に必要な範囲で、避難支援等関係者へ情報を提供することも周知します。

6. 要支援者の安否確認の実施

避難支援等関係者は、町災害対策本部と連携し、名簿に登録されている人を対象とした安否確認情報の収集体制を整備します。

安否確認は、避難支援等関係者が行うことを基本とするが、避難支援等関係者本人及び家族の被災も考慮し、自主防災組織等の地域の組織・団体においても補完的な安否確認体制を構築します。

さらに、関係団体による安否確認も併せて行うことにより、確認漏れを防ぐことができるため、日頃から関係団体との連携を図るよう努めます。

7. 避難所における支援方法

避難所においては、町地域防災計画に基づき、要支援者を含む要配慮者への対応を行います。

指定一般避難所内のスペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて指定一般避難所内に特別なスペースを設置したり、指定福祉避難所の開設を依頼したりするよう努めます。

また、本人の心身の状況や家族の状況に応じて、本人や家族の意向を踏まえて、心身の状態の悪化リスクが低い場所への移動（医療機関や福祉施設など）を促すとともに、福祉避難所への移動が必要な場合は、町で開設する福祉避難所や指定福祉避難所にて避難者を受け入れ、運営します。

8. 要支援者自身の取組の必要性

災害対応の基本は自助であるため、要支援者本人の防災訓練への積極的な参加を呼びかけ、平時から地域住民や避難支援等関係者と積極的に関わりを持つことや、非常持出品の準備など災害に備える心構えを整えます。町は、要支援者が平時にできる取組について、次のとおり周知に努めます。

(1) 個別避難計画の作成

避難誘導時や避難所で援助が必要な事項は、あらかじめ個別避難計画にまとめ、作成した計画は、避難支援等関係者と事前に共有すること。

特に、内部障害のある方や難病患者は、治療内容や使用薬剤等を適切に伝えられるよう情報を整理しておくこと。

(2) 必要な物資の備蓄

災害発生時に備えて、あらかじめ必要な物資や予備薬品等を備蓄し、災害発生時には本人又は避難支援者がすぐに持ち出せるよう、非常持出品の準備をし、取り出し場所を明確にしておくこと。

(3) 防災訓練への参加、避難所等の確認

要支援者及び避難支援等実施者に対し、平時から地域の防災訓練等への参加を促し、要支援者は自ら避難所・避難路の状況を把握しておくこと。

(4) 要支援者相互による支援への配慮

被災状況によっては、要支援者同士が話し相手となることが大きな支えとなるため、日頃から高齢者クラブや障がい児者関係団体等が主催する事業への参加を呼びかけること。

(5) 「受援力」の強化

「受援力」とは、「支援を受ける力」などと解されており、東日本大震災においても必要な時に必要な支援を受けられるよう、平時から隣近所や関係者とのコミュニケーションを強化しておく大切さが再認識された。要支援者やその家族は、平時から隣近所と良好な関係を築き、いざというときに「助けられ上手」でいられるよう備えておくことが望ましい。

(6) 外出時の備え

外出先で被災する可能性を踏まえ、災害情報の入手、避難支援等実施者の確保、家族等への安否連絡の方法を事前に決め、必要な備えをしておくことが望ましい。

第5章 個別避難計画の作成

1. 個別避難計画作成の目的

災害が発生し、又はそのおそれが高まったときに要支援者の避難誘導を迅速かつ適切に実施するためには、要支援者一人ひとりについて避難時の支援協力者や避難所等をあらかじめ定めておく必要があります。

このため、要支援者本人又はその家族と共に、これに対する支援協力者や支援に関する必要事項等を示した個別避難計画を作成します。

2. 個別避難計画作成の基本

個別避難計画は、要支援者、町、地域の支援協力者等が協力して作成するものとし、要支援者名簿への情報提供に同意が得られた要支援者について、「様式第5号 個別避難計画」及び「様式第6号 生活支援シート」を作成します。

作成にあたっては、要支援者本人及びその家族、避難支援等関係者等と具体的な支援の方法について打合せをしながら進めます。

個別避難計画では、次の事項を定める。

ア. 避難支援等を行う人

イ. 避難支援等において留意すべきこと

ウ. 避難支援等の方法、避難経路、避難場所等に関すること

エ. その他、避難支援等の実施に関し町長が必要と定める事項

3. 地域住民による支援体制の構築

要支援者の特性には個人差があり、発災時にはそれぞれの状態に合わせた支援が必要になります。

このため、要支援者や家族も計画づくりに積極的に参加します。

また、避難支援等実施者、避難所、避難方法等についてご近所の方や自主防災組織等と話し合いを行い、要支援者の状態や地域の実情に応じた支援が円滑に受けられるよう、具体的な計画作成に取り組みます。避難支援等関係者は、災害発生時に要支援者の安否確認や避難誘導等の支援を行うため、災害対策基本法及び松川町個人情報保護条例を遵守します。その上で、要支援者本人と共に個人ごとの個別避難計画を作成するなど、災害時の支援に関する取組を行います。

4. 避難支援等実施者の選定

日頃から要支援者と接する身近な人を避難支援等実施者にすることが、災害時により効果的です。

このため、要支援者本人やその家族は、近隣に居住する知人に協力を依頼し、避難支援等実施者を選定するよう努めます。要支援者やその家族が避難支援等実施者を見つけられず、自主防災組織や民生児童委員などの避難支援等関係者に選定の依頼があった場合は、その選定に協力します。

避難支援等実施者は、日頃から要支援者とコミュニケーションを図り、信頼関係の醸成に努めます。避難支援等実施者の役割は、要支援者へ避難に関する情報を伝えて避難を促し、避難所までの避難を支援することです。活動は、あくまでボランティアとして行います。災害時等は、避難支援等実施者自身やその家族の安全を前提とします。避難支援に対して法的な責任や義務は負いません。

5. 個別避難計画の保管・管理

町は、提出された個別避難計画に基づき、要支援者名簿を整備します。

提出された個別避難計画の原本は台帳として整備し、保健福祉課で保管・管理します。

要支援者本人やその家族又は避難支援等実施者から変更の届出があった場合は、随時修正を行い、内容の確認と更新を行うなど、個別避難計画の適切な情報更新に努めます。

6. 情報の共有

(1) 個別避難計画の提供

町は、個別避難計画で定めた情報を、避難支援等の実施に必要と認める範囲で避難支援等関係者に提供し、町、要支援者及び避難支援等関係者で共有します。

なお、個別避難計画を保有する団体等は、災害時において要支援者の生命又は身体を守るために必要かつ緊急を要する場合に限り、本人の同意を得ることなく、救出活動等を行う人又は機関に対して個別避難計画の情報を共有します。

(2) 個別避難計画の適正管理

個別避難計画には個人情報が多く含まれるため、町及び個別避難計画を保有する団体等は、要支援者名簿情報の適正管理と同様に、その個人情報の保護に必要な措置を講じ、厳重に管理します。

第6章 避難行動支援に係る共助力の向上

1. 平時からの見守り体制の構築

災害時はもちろん、平時から要配慮者の様子を見守ることは大切であり、継続的に実施するには各事業者の協力を得ることも重要です。民生児童委員や自主防災組織など、普段からコミュニティに関わっている方や、介護保険サービス等の医療・福祉関係者に加えて、新聞・飲食料等の配達事業者、電気・水道等の検針員などの事業者にも協力を依頼し、何か変化に気づいた場合は、所定の窓口でその情報を伝達してもらうなどの協力を得ます。

これらの取組は、平時からの見守り体制の構築という観点から大変重要です。

2. ハザードマップ等の整備

町は、「防災ハザードマップ」等を整備し、関係住民への配布やホームページでの公開等により、災害危険箇所・避難所などの防災情報の周知に努めます。あわせて、自主防災組織等による要支援者を含めた防災訓練の実施を促進し、地域防災に関する意識の向上を図ります。

3. 地域防災計画との連携

町は、地区内に個別避難計画が作成されている方がいる場合、地区住民等が作成する地区防災計画素案作成にあたり、個別避難計画において記載等された避難支援等の内容を前提として、高齢者や要支援者を含む地区住民等を対象に避難その他の防災の取組が計画されるよう助言、援助します。

第7章 計画の期間及び進捗管理・見直し

1. 計画の期間

この計画に、計画期間は設けず、随時見直しを実施し、柔軟な対応を行います。

2. 計画の策定・見直し

この計画の策定・見直しは、保健福祉行政主管である保健福祉課と、防災行政主管である総務課で行い、庁内各部署及び避難行動等関係者の意見を踏まえて策定・見直しを進めます。

3. 事務局及び関係所管の連携

この計画の策定及び進捗管理・改定の事務局は保健福祉課が担当し、必要に応じて担当国会議を開催し、調査及び分析を行い、その結果を取りまとめ、庁内課長会議に諮ります。

また、その他各支援等については、松川町地域防災計画に基づいて行います。

避難行動要支援者名簿 調査票

「避難行動要支援者名簿」への掲載及び避難支援等関係者（自主防災組織・民生児童委員等）への名簿提供に同意される方は、こちらの用紙にご記入いただき、承諾書と合わせて松川町役場保健福祉課までご提出ください。

記入日			区 分	□一人暮らし □同居人あり 人		
フリガナ			住 所	松川町		
氏 名 (本人)				(自治会:)		
生年月日			連絡先			
要支援区分 ※該当箇所に○	要介護度	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
	寝たきり/認知症	寝たきり	認知症			
	障がい者	身体1級	身体2級	療育A1	療育A2	精神1級
	75歳以上	独居	世帯			

避難シート1

安全な場所まで避難する際の行動を整理するための設問になります。
あてはまる番号に○をつけ、記入が必要な場合は、記入欄に記入ください。

1 災害時にどこへ避難しますか？

避難場所	1. 古町コミュニティセンター 3. 松川町商工会館 5. 町民体育館 7. 上片桐改善センター 9. 福与ふれあい館 11. 生東会館 13. 中央公民館えみりあ 15. 松川青年の家体育館	2. 上新井コミュニティセンター 4. 名子原体育館 6. 上大島公民館 8. 子育て支援センターおひさま 10. 部奈文化伝承センター 12. 旧東小体育館 14. 名子公民館 16. その他 ()
------	---	--

2 ご自身の歩行の状況を教えてください。

歩行状況	1. 自力歩行可 2. 手つなぎ歩行 3. 杖・シルバーカー 4. 車いす 5. ストレッチャー				
	具体的なサポート				

3 避難場所までどうやって避難しますか？また、どのような支援が必要ですか？

自宅から 避難場所 まで	1. 徒歩 2. 車いす 3. 自家用車 4. タクシー 5. その他 ()				
	手伝ってほしいこと				

4 緊急連絡先

家族や親戚等の 連絡先	氏 名 (ふりがな)	続柄	関 係	住 所	TEL
	①		同居・別居		
	②		同居・別居		

相談している相談支援専門員・ケアマネージャー
(いる場合は記入をお願いします。)

氏名	所属(例: 社協 など)

介護施設・福祉施設(例: デイサービス・就労施設等)に
通所されている場合は記入をお願いします。

施設名

様式第 2 号

令和 年 月 日

松川町長 宛て

本人氏名(署名) _____

生年月日 _____

住所 _____

本人連絡先 : _____

代筆者氏名 _____ 続柄 _____

代筆者住所 _____

代筆者連絡先 _____

※代筆者欄は、代筆する場合のみ記入ください。

「避難行動要支援者名簿」情報共有承諾書

私は、「避難行動要支援者名簿」の個人情報について、松川町から、
避難支援等関係者（自主防災組織・民生委員等）に対して、情報を提
供することに承諾します。（あてはまる□に、チェックを入れてください。）

☐ 同意します

☐ 同意しません

※個人情報は、災害時避難を目的として活用されます。

それ以外の目的では使用しません。

様式第 3 号

松川町避難行動要支援者名簿添付

様式第 4 号

松川町避難行動要支援者名簿の提供に関する覚書

松川町（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）は、甲が保有する避難行動要支援者名簿の情報（以下「名簿情報」という。）を乙に提供するにあたり、次のとおり覚書を締結する。

（情報提供の内容）

第 1 条 甲が保有し、乙に提供する名簿情報とは、避難行動要支援者名簿 情報共有承諾書を提出し、松川町避難行動要支援者名簿に登録のある情報のことをいう。

（名簿情報の提供方法）

第 2 条 甲から乙への名簿情報提供は、紙媒体により行うものとする。

（利用目的）

第 3 条 乙は、提供を受けた名簿情報については、避難行動要支援者に関する支援活動のために使用するものとする。

（守秘義務）

第 4 条 甲及び乙は、当該情報提供により知りえた事項を他へ漏らしてはならない。

（名簿の取り扱い）

第 5 条 乙は、甲から名簿情報の提供を受けた際は、施錠可能な場所へ保管するなど、適正な管理をするものとし、更新時には旧名簿と差し替えを行うものとする。

上記の覚書の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 松川町元大島 3823 番地

松川町長

印

乙 避難支援等関係者代表者

団体名

住 所

氏 名

印

個別避難計画

災害時要支援者名簿に登録されていない方は、松川町に提出する必要はありません。
各ご家庭で保管し、災害時の対策としてご利用ください。

記入日	年 月 日	区 分	☐ 一人暮らし ☐ 同居人あり 人→全員65歳以上
フリガナ		住 所	松川町 (自治会:)
氏 名 (本人)			
生年月日	※西暦で記入 年 月 日 (歳)	連絡先	

避難シート 1

安全な場所まで避難する際の行動を整理するための設問になります。
あてはまる番号に○をつけ、記入が必要な場合は、記入欄に記入ください。

1 災害時にどこへ避難しますか？

避難場所	
------	--

2 いつ避難しますか？

洪水 土砂災害	1 警戒レベル3(高齢者等避難)が発令されたら、一緒に避難する人と連絡を取り合い避難開始
	2 その他 ()
地 震	1 地震の揺れが治まり、安全確認の上、一緒に避難する人と連絡を取り合い避難開始
	2 その他 ()

3 自宅の玄関まで移動することはできますか？

玄関まで	1 自力でできる	2 家族と一緒にならでできる	3 支援者と一緒ならでできる
	具体的なサポート		

4 避難場所までどうやって避難しますか？また、どのような支援が必要ですか？

自宅から 避難場所まで	1 徒歩	2 車いす	3 車	4 その他 ()
	手伝ってほしいこと			

5 一緒に逃げる人、支援してくれる人 ※ 支援者の方の了承を得た上で、氏名等を記入するようにしてください。

避難所への付添者 (介助者)	支援してくれる人(ご近所の方など)			
		氏 名(ふりがな)	関 係	住所・連絡先
	①			
	②			

6 緊急連絡先

避難所への付添者 (介助者)	家族・親族など			
		氏 名(ふりがな)	関 係	住所・連絡先
	①			
	②			

避難シート 2

7 家の間取り図

■ 1階 （日中の主な生活の場所に○をつけてください。夜間の就寝場所には△をつけてください。）

■ 2階 （日中の主な生活の場所に○をつけてください。夜間の就寝場所には△をつけてください。）

必ず持ち出す物

1		7	
2		8	
3		9	
4		10	
5		11	
6		12	

様式第6

生活支援シート 1

避難を支援するにあたり、必要な支援等を整理するための設問になります。あてはまる番号に○をつけ、記入が必要な場合は、記入欄に記入ください。

1 避難支援に必要な情報

制度利用状況 (手帳や認定など)	1 身体障害者手帳 1 級・2 級 (部位:)		2 精神障害者保健福祉手帳 1 級	
	3 療育手帳 A		4 要介護 3～5 (介護度 3・4・5)	
	5 その他 ()			
必要な配慮	☐ 食事 ☐ 排泄 ☐ 移動 ☐ コミュニケーション ☐ 医療ケア ☐ その他 ()			
具体的な支援方法				
医療的ケア	1 なし 2 人工呼吸器 3 人工透析 4 吸引 5 人工肛門 6 酸素療法 7 気管切開 8 その他 ()			
必要な処置・設備				
アレルギー	☐ なし ☐ あり → ()			
具体的な支援方法				
医薬品	☐ なし ☐ あり			
服薬管理	薬名: _____ 自己管理 → ☐ できる ☐ できない			
(具体的な支援方法)				
屋内移動	1 自力歩行可 2 杖歩行 3 歩行に介助が必要 4 車いす 5 その他			
	留意事項			
情報伝達	1 通常会話可 2 見えづらい・見えない 3 聞こえづらい・聞こえない 4 言葉で伝えづらい・伝えられない 5 その他 ()			
	伝達方法	1 通常会話可 2 手話 3 筆談 4 その他 ()		
避難生活で必要な物	※医療機器、衛生用品、薬、眼鏡、補聴器、バッテリー、インスリン注射、自己血糖測定器など			

生活支援シート 2

2 避難生活で助けてほしいことをできるだけ具体的に簡潔に記入ください。

--

3 避難生活のために準備をするもの

避難場所に持ち出したり、停電時に自宅や避難先で必要な物

持ち出し品	数量	確認	持ち出し品	数量	確認
		☐			☐
		☐			☐
		☐			☐
		☐			☐
		☐			☐
		☐			☐
		☐			☐

4 個別避難計画の記入者欄 (この用紙の記入者 該当の□にチェックを入れてください)

☐ ご本人 ☐ ご家族 ☐ 事業所職員		
事業所職員詳細欄		
所属名	氏名	住所・連絡先

松川町災害時要支援者避難支援計画

発行：令和 7 年 11 月

編集：松川町役場 保健福祉課

〒399-3303 松川町元大島 3823 番地

電話（0265）36-3111